

# 検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年3月30日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合) [No.102]

## 裁判で虚偽工作が判明！JR総連にコンプライアンスを語る資格なし！

2月23日に東京地裁で言い渡された、JR総連、東労組、東労組大宮地本梁次副委員長が原告の「週刊現代裁判」の判決は、興味深い判断が多数示されていることから、前号に引き続いて検証していくこととしたい。

第3 争点についての判断 3争点(3)について (4)本件記事部分3

イ 鉄福(注:日本鉄道福祉事業協会)に関する表現については、松崎及びその家族等が鉄福の所有する不動産を独占的に使用していたとの事実が重要な部分について真実であるか、又は被告西岡及びK(注:「週刊現代」編集長)がこれが真実であると信ずるについて相当の理由があったかを検討する必要があるところ、証拠及び弁論の全趣旨によれば、鉄福(日本鉄道福祉事業協会)が沖縄県国頭郡今帰仁村、同県宮古郡及び群馬県嬭恋村に土地及び建物を所有していたこと、鉄福は原告両組合の組合員等の福利厚生を図ることを目的とする団体であること、鉄福がこれらの施設を原告両組合の組合員等が広く利用できる施設として宣伝するために作成したパンフレットには2003年1月に作成したとの趣旨の記載があるが、鉄福が同年10月20日に取得した群馬県嬭恋村の土地及び建物の記載もあることから、上記作成日付の記載が正しいものではないと考えられること、原告JR東労組の中央執行委員であった本間(注:現JR東労組委員長)らはこのような保養施設の存在を知らなかったこと、登記上、上記今帰仁村の土地は松崎の妻から、建物はさつき商事からそれぞれ鉄福に売却されたと記載されていること、このような売却がされる前は、松崎やその家族が今帰仁村の土地及び建物を使用していたこと、...(中略)...が認められる。そして、これらの事実に加え、本件記録を精査しても、上記パンフレットの作成前に、鉄福が原告両組合の組合員等に上記の土地や建物を使用させたり、これらの者に利用可能な施設として広告したりしたことをうかがわせる客観的な証拠はないことも併せて考えると、被告西岡及びKにおいて、松崎やその家族等の一部の者が鉄福の所有する資産を独占的に使用していたと信ずるについて相当の理由があるといわざるを得ない。そして、上記認定事実を照らすと、鉄福が松崎の蓄財の隠れ蓑であるとの表現は、意見ないし論評としての域を逸脱したものではないといえる。したがって、鉄福に関する表現は、原告両組合に対する不法行為を構成しないというべきである。

### 2003年10月に取得した別荘がなぜ同年1月発行のパンフに記載？

判決は上記の通り、JR総連らが横領容疑等を懸命に否定してきた言い訳をほとんど採用せず、松崎氏らの組織私物化を信じるには相当の理由があると断じた。本情報「No.89~91」において、家宅捜索や厚生労働省の「改善報告書」を受け、慌てて事業協会がパンフレットを作成し沖縄などの別荘を組合員等が広く利用できると言い訳のために宣伝していた実態などを検証した。判決でも「2003年1月」と記載されたパンフレットに、事業協会が2003年10月20日に取得した群馬県嬭恋村の別荘の記載があり、作成日付が正しくないと考えられることを指摘したほか、パンフレット作成前に事業協会がJR総連の組合員等に別荘を使用させたり広告したりしたことはうかがえないと明確に判示している。そして、「鉄福が松崎の蓄財の隠れ蓑」との表現も意見や論評の域を逸脱していないと判断した。

このように、JR総連らが自ら訴えた裁判で、幼稚な虚偽工作がばれる結果となった。改めて検証するが、「6・19判決」では、事業協会が財政資料も改ざんしていたことも判明した。彼らの行為は相当悪質である。JR総連にコンプライアンスを語る資格はない！